

大刀洗町保育所設置・運営法人等
募集要項

令和3年2月

大刀洗町教育委員会 子ども課

大刀洗町保育所設置・運営法人等募集要項

大刀洗町（以下「町」という。）では、待機児童の解消と保育環境のさらなる拡充を図るため、認可保育所の新規設置を計画しています。

よって、下記のとおり保育所を設置、運営する法人等を募集します。

1 募集する施設の概要

(1) 開設施設

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項に基づく認可を受けた保育所
（以下「保育所」という。）

(2) 募集数

1 園

(3) 定員

60名（認可定員と利用定員は同じとする。）

※年齢毎の定員構成については、進級時の児童の受入を確保できる構成にしてください。

《0歳児≤1歳児≤2歳児≤3歳児≤4歳児≤5歳児》となるようにしてください。

※福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例を遵守した上であれば、定員以上の受け入れも可能ですので、余裕のある計画とすることができます。

(4) 開所時期

令和4年8月1日

※令和3年度早期に着工し、開所時期が早まる分については町と協議すること。

※事業予定者は、選定後速やかに関係機関との協議を進め、「保育所等整備交付金」に係る協議のうえ、内示後の工事着工となります

(5) 開所対象地域

町全域

※予定地が見つかった場合、地域への説明の前に必ず「町教育委員会子ども課」に連絡してください。

※事前に良好な保育環境を確保できる周辺環境であることを確認してください。

(6) 施設名称

町内の保育所、届出保育施設その他同一名称がないこと。なお、既存施設と混同するような紛らわしい施設名称であると町が判断した場合には、施設名称を変更していただく場合があります。

2 応募対象者

この公募に応募できるのは、以下の要件を満たす法人等を対象とする。

(1) 社会福祉法人又はその他の法人等（設立予定含む）

① その他の法人等の場合

学校法人、特定非営利活動法人、日本赤十字社、公益社団(財団)法人、一般社団(財団)法人、宗教法人、株式会社、有限会社

② 社会福祉法人設立予定の場合

社会福祉法をはじめとする関係法令及び「社会福祉法人の認可について」等各種通知内容に留意すること。

③ 社会福祉法人、学校法人以外の法人が応募する場合

「保育所の設置認可等について」（平成 12 年 3 月 30 日児発第 295 号。最終改正平成 26 年 12 月 12 日雇児発 1212 第 5 号）の第 1-3-(3)-①の基準に留意し、応募すること。また、社会福祉法人以外の法人が応募する場合、第 1-3-(3)-②の条件を併せて付すこととする。

(2) 令和 3 年 4 月 1 日時点で、定員 60 名程度の認可保育所・認定こども園・幼稚園・企業主導型保育園を概ね 5 年以上安定的に運営している社会福祉法人または社会福祉法人以外の者であること。

(3) 児童福祉法第 35 条第 5 項第 4 号に掲げる基準のいずれにも該当しないこと。

(4) 現に運営している施設について、所管庁の直近の監査・実施指導等において、重大な文書指摘を受けていないこと。ただし、受けていた場合でも改善報告がなされ、現に適正に改善されていること。

(5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）またはその構成員等でないこと。

(5) に該当または社会的に非難されるべき関係にあることが判明した場合は、選考を待たずに失格とします。

3 施設・職員配置等の基準

(1) 施設は、定員 60 名以上の施設を整備すること。

(2) 児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号）、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（平成 23 年 12 月 29 日厚生省令第 63 号）、福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年福岡県条例第 56 号）等の関係法令に適合し遵守すること。

4 運営に関する応募条件

(1) 保育所保育指針、社会福祉法、児童福祉法、その他関係法令を熟知したうえで、町の保育行政をよく理解し、児童福祉事業に熱意を持ち、運営において積極的に協力できる法人等であり、継続的に安定した保育所運営ができる法人等。

- (2) 資金計画及び事業計画が確実であり、事業者が保育園の建設及び施設整備に要する資金を負担できること。
- (3) 保育所の開設及び運営にあたっては、事前に近隣住民への丁寧な説明を行い、理解・賛同を得ていること。また、事業者として選定されたのちも継続的に対応すること。
- (4) 開所は最低 10 年間運営を継続するものとし、事業から撤退する場合は、町とも事前に十分協議を行うこと。ただし、町が継続することが困難と判断した場合はこの限りではない。
※児童福祉施設の廃止または休止に関しては、運営者の意思のみで廃止または休止を行うことはできません。

5 施設整備に関する条件

- (1) 施設は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年 12 月 29 日厚生省令第 63 号）及び福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年福岡県条例第 56 号）に定める基準を全て満たすこと。
- (2) 事業を実施する建物は、自己所有とすること。
- (3) 施設整備にあつては、関係法令を遵守するとともに、関係機関と十分に協議を行いながら進めること。なお、施設整備全般にあたり、安全・環境対策や復旧費用等については応募者負担とする。
- (4) 保護者が利用できる送迎用駐車スペースを原則敷地内に確保すること。建物や屋外遊戯場の面積基準に基づき駐車スペースの確保が困難な場合は、安全性が担保される近隣に確保するよう努めること。
- (5) 近隣の住宅等への防音等に配慮すること。
- (6) 上水道施設の取り出し口については、三井水道企業団との事前協議を行っていること。
- (7) 下水道施設の取り出し口については、町役場建設課との事前協議を行っていること。
- (8) 電力・通信・ガス等、電線類やガス類については、供給事業者と事前協議を行っていること。

6 保育内容等に関する条件

- (1) 開所時間（通常保育の場合）
平日・土曜日・・・午前 7 時から午後 6 時まで
(標準時間：午前 7 時から午後 6 時、短時間：午前 9 時から午後 5 時)
- (2) 開所日と休所日
開所日・・・月曜日から土曜日
休所日・・・日曜日、祝日、12月29日～1月3日
※ただし、12月29日～1月3日は保護者の保育ニーズにあわせた休所としてください。
- (3) 受入対象児童は、生後 4 ヶ月経過後から小学校就学前までの全ての児童を受け入れること。
- (4) 保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）に基づいた保育をおこなうこと。
- (5) 特別保育事業として、延長保育、一時預かり、障がい児保育を実施すること。

- (6) 給食は自園で調理すること。なお、自園調理室活用による調理業務の委託も可とする。また、離乳食やアレルギー食等、配慮を要する児童への対応食の提供を行うこと。
- (7) 町子ども・子育て支援事業計画に協力すること。

7 用地について

(1) 保育所用地については、応募者で確保（所有又は賃貸）できること。原則、保育所の設置者が所有権を有していること。ただし、用地に限り貸与を受けることを認めることとし、貸与の場合は、次の要件を満たすものとする。

- ① 原則として、地上権又は貸借権を設定し、かつ、これを登記すること。
- ② 貸借料が、地域の水準に照らし適正な額以下であること。
- ③ 安定的に貸借料を支払い得る財源が確保されていること。また、これとは別に賃貸借契約に関する費用（敷金・仲介手数料）、開設までの工事期間及び開設後1年間に相当する貸借料を安全性があり、かつ、換金性の高い形態（普通・定期預金、国債等）により保有していること。
なお、社会福祉法人以外の者は、上記資金に併せて1,000万円を安定性がありかつ換金性の高い形態（普通・定期預金、国債等）により保有していること。
- ④ 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。
- ⑤ 土地の賃貸借期間は、建物の耐用年数分以上の貸与が望ましいこと。

- ・土地に関する一切の費用については、応募者の負担となります。
 - ・応募の時点では、購入予定若しくは借地予定でも構いません。ただし、土地所有者からの承諾書等の添付が必要となります。

(2) 保育所用地には、原則として抵当権等の制限物権がついていないこと。

8 資金に関する条件

(1) 運営資金について

保育所認可の際に、保育所を運営するための資金として自己資金（社会福祉法人及び学校法人以外の場合は保育所の年間事業費の12分の1以上相当）を普通預金または当座預金等に保有していること。

(2) 建設経費等の借入を行う場合

事業遂行に影響がない返済計画であること。また、初年度返済相当額を普通預金、当座預金等により保有していること。

(3) 社会福祉法人以外の者は、直近の会計年度において、保育所を運営する事業以外の事業を含む当該主体全体の財務状況について、3年以上連続して損失を計上していないこと。

9 地域への説明

保育所の整備及び開設後の運営を円滑に進めるためには、地域の理解と協力が必要になりますので、地域に対する説明を必ず行ってください。

なお、地域には、公募に応募する旨（応募段階で選定されない場合がある）及び、設置・運営計画の概要(*1)について、原則として近隣住民等(*2)に応募法人が資料を渡して説明してください。説明方法は面談を原則としますが、複数回訪問しても面談できない場合は(*1)の内容を記載した資料を配布してください。

*1…公募に応募する旨、応募法人名称、連絡先、建設予定地、建物構造、定員、駐車場台数、送迎時の対応、音に対する取り組み、施設計画の配置図など

*2…地域役職者及び建設予定地の敷地境界線から 15メートル以下の範囲内にその全部又は一部がある土地に存する建築物の所有者及び居住者（その土地に建築物が存しない場合にあっては、その土地の所有者）

※設置・運営者として決定した後も近隣住民等への説明は必要です。

10 施設整備費の補助について

町は、国等に対して「保育所等整備交付金交付要綱」に基づき施設整備に係る協議を行い、当該事業が採択された場合は、設置・運営事業者として決定した法人等対し、町保育所等整備事業費補助金交付要綱に基づき施設整備に係る費用の補助を行う。

なお、国の交付金協議のため、設置・運営事業者として決定された場合には以下のスケジュールで協議書の準備を行うため、タイトなスケジュールとなることから、事前に準備されたい。

※ 国の交付要綱等が変更になれば、内容に変更が生じる場合があります。

※ 施設整備費の一部について、町独自の補助制度あり（予定）。

施設整備に係る補助金については、令和3年度の予算案が町議会にて可決された場合に執行が可能となることから、可決されなかった場合は、募集の中止や内容を変更する場合があります。

(1) 補助金交付対象

社会福祉法人、学校法人、特定非営利活動法人、日本赤十字社、公益社団(財団)法人、一般社団(財団)法人、宗教法人、株式会社、有限会社

(2) 補助金交付内示までのスケジュール案

- ・令和3年4月中旬 設置・事業者 決定
- ・令和3年5月中旬 県協議書提出（手直し含む）
- ・令和3年6月4日 国協議書提出
- ・令和3年8月上旬 交付内示予定

(3) 留意事項

- ①国の交付の内示後に、実施設計となります。また、建設工事契約については、町が行う公共工事に準じて指名競争入札等を行わなければなりません。
- ②交付内示前の事前契約及び着工の場合、交付金の対象とならないことに留意してください。
- ③保育所用地の購入、整地等に関する費用は補助の対象外となります。

1.1 応募手続きについて

(1) 全体のスケジュール

申請書等の配布期間	令和3年2月24日(水)～令和3年3月12日(金)
事前協議受付期間	令和3年2月24日(水)～令和3年3月12日(金)
質問書受付期間	令和3年2月24日(水)～令和3年3月12日(金)
質問への回答日	令和3年3月17日(水)までにE-mailにて回答
申請書等受付期間	令和3年3月1日(月)～令和3年3月26日(金)

※受付日は、土日祝日等役場閉庁日を除く

※事前協議なしでの申込みは受け付けできません。

※協議に来庁される場合は、事前に電話にて予約を取ってください。

※質問方法はE-mailにて子ども課へ送付してください。

E-mail : kosodate@town.tachiarai.fukuoka.jp

※質問書の様式は任意様式となります。

※応募書類、提案内容の優劣等に関する質問や、審査内容に関する問い合わせは、公平性を期するため回答しません。

(2) 申請書等の配布場所

町教育委員会子ども課 子育て支援係(町役場3階)

※募集要項及び申請書類は、町のホームページからダウンロード可能

(3) 申請書等の提出方法

町教育委員会子ども課窓口への持参すること(郵送による提出は不可。事前連絡のうえ、来庁すること)。※土日祝日等役場閉庁日を除く

(4) 提出にあたっての留意点

- ①提出された書類等は返却しません。
- ②必要に応じ、別途資料を請求する場合があります。
- ③応募書類の提出後、提出書類に不備があることが判明した場合、受付期間中であれば提出書類の追加・差替は可能です。
- ④提出期限を厳守すること。期限後の受付、修正、追加、差替は一切受け付けません。ただし、サービスの向上につながるものや施設の実施設計に伴う軽微な変更など審査の評価に影響をあたえないもののみ、協議のうえ認める場合があります。

- ⑤応募書類の提出をもって、本事業募集要項の記載内容及び条件を全て承諾したものとみなします。
- ⑥書類提出後に辞退する場合は、必ず書面（任意様式）をもって、応募者（代表者）の印を押印のうえ届け出ること。
- ⑦応募のために生じた一切の費用については、応募者の負担となります。
- ⑧提出書類について、情報公開請求があった場合は、公開することがあります。

(6) 提出書類一覧

No.	項目	備考
1	大刀洗町保育所設置・運営法人等申請書	【様式第1号】
2	法人の概要調書	【様式第2号】
3	現在運営する保育所の概要が分かるもの	様式は任意
4	申請法人の定款、規約に関する書類 (1)法人の定款 (2)法人の就業規則 (3)法人の経理規程	最新のもの
5	法人登記簿謄本	応募申込前3ヶ月以内に発行されたもの
6	法人が運営する保育所に対する指導監査結果(直近2年分)	複数の認可保育所を運営している事業者は、定員60名程度の認可保育所で ①開設日が最も早い施設 ②開設日が最も新しい施設 の2施設の2年分を提出してください。
7	法人の決算関係書類(直近3年分)	法人全体の決算書
8	施設整備計画書	【様式第3号】
9	施設整備予定地の位置図、現況写真	様式は任意 ※位置図にはどの方角から写真を撮ったか分かるよう番号を記載し、現況写真は、位置図の番号と合わせること。
10	認可保育所管理・運営に関する考え方	【様式第4号】
11	認可保育所運営計画概要書	【様式第5号】
12	資金計画書(借入がある場合は、償還計画書を添付)	【様式第6号】
13	工事費、設計費、備品費等の概算見積書(中明細程度)	
14	地域への説明資料	いつ・誰に説明するか分かる書類も添付してください。

15	開設までのスケジュール	様式は任意
16	担当者連絡先	【様式第7号】
<p>正本1部、副本6部（A4縦ファイルに綴じ、各種類ごとにNo.を付したインデックスを貼ってください。用紙サイズは基本A4判とし、A4判を超える用紙はA4判に折って綴じてください）</p> <p>※写しについては原本証明を付すこと</p>		

1.2 設置・運営事業者の選定及び決定

(1) 選定方法

- ① 大刀洗町保育所設置・運営事業者選定審査会（以下「審査会」という。）において選定する。
- ② 提出書類により応募資格を満たしているか等資格要件を審査し、プレゼンテーション、質疑応答において提案内容の確認を行うものとする。
- ③ 町長は、審査会における候補者の選定結果の報告をうけたうえで、設置・運営事業者を決定する。
- ④ 選定された事業者が辞退した場合や取り消された場合には、審査・評価の中で一定の基準を満たしたと認められる次点の事業者を対象として選定（内定）できるものとする。

(2) 選定期間

- ① 1次選考（書類選考等）：4月2日（金）までにE-mailにて結果通知（2～3法人に選定）
- ② 2次選考（プレゼンテーション）：4月中旬までに実施予定（詳細は後日）

(3) 選定基準

- ① 運営法人…法人の概要・保育所運営希望理由、保育事業の実績など
- ② 事業計画…運営方針、保育目標、保育理念、保育計画、保育内容の具体的展開、障がい児保育、こどもの虐待対策、安全に対する取組み、給食・衛生管理、地域との関わり・送迎時の対応・騒音対策等、職員採用計画等、職員研修計画など
- ③ 保育所の整備場所・施設整備計画…施設整備計画など
- ④ 財務状況・資金計画

(4) 選定結果

令和3年4月23日（金） 通知送付（予定）

選定結果については、応募事業者に文書で通知する。また、選定事業者以外の事業者名及び点数を伏せた形で、町ホームページ内で公表する。なお、電話等での個別の問い合わせには応じない。

1.3 禁止事項及び欠格事項等について[重要事項]

(1) 応募書類の提出期限後に次に該当する場合、審査を行うことなく「失格」とする。

- ① 提出された書類の内容に、重大な不備及び虚偽があると認められる場合
- ② 重要な事項（資金計画等）の変更があった場合
- ③ 審査会構成員などに対し、直接、間接を問わず連絡を求め、または不要に接触した場合
- ④ その他町民の疑惑や不信を招くような行為をしたと認められる場合

(2) 設置・運営事業者として選定されたのちに次に該当することが明らかとなった場合、審査・選定結果に関わらず「失格」とする。

- ①提出された書類の内容に、重大な不備及び虚偽があったと認められる場合
- ②重要な事項（資金計画等）の変更があった場合。ただし、国の保育所等整備交付金の変更や内示額の減等に伴う資金収支計画の変更は除く。
- ③寄附や預金残高が資金計画で予定された自己資金額を下回った場合
- ④その他町民の疑惑や不信を招くような行為をしたと認められる場合

上記の欠格事由への該当の有無について、関係する官公庁(署)や金融機関に照会することがあります。また、欠格となった場合に応募者が負った費用に関する弁済を町に求めることはできないものとし、町は一切の損害賠償責任を負わないこととします。

【問い合わせ先】

〒830-1298

福岡県三井郡大刀洗町大字富多 819 番地

大刀洗町教育委員会子ども課 子育て支援係

TEL : 0942-77-6205 FAX : 0942-77-2720

E-mail : kosodate@town.tachiarai.fukuoka.jp